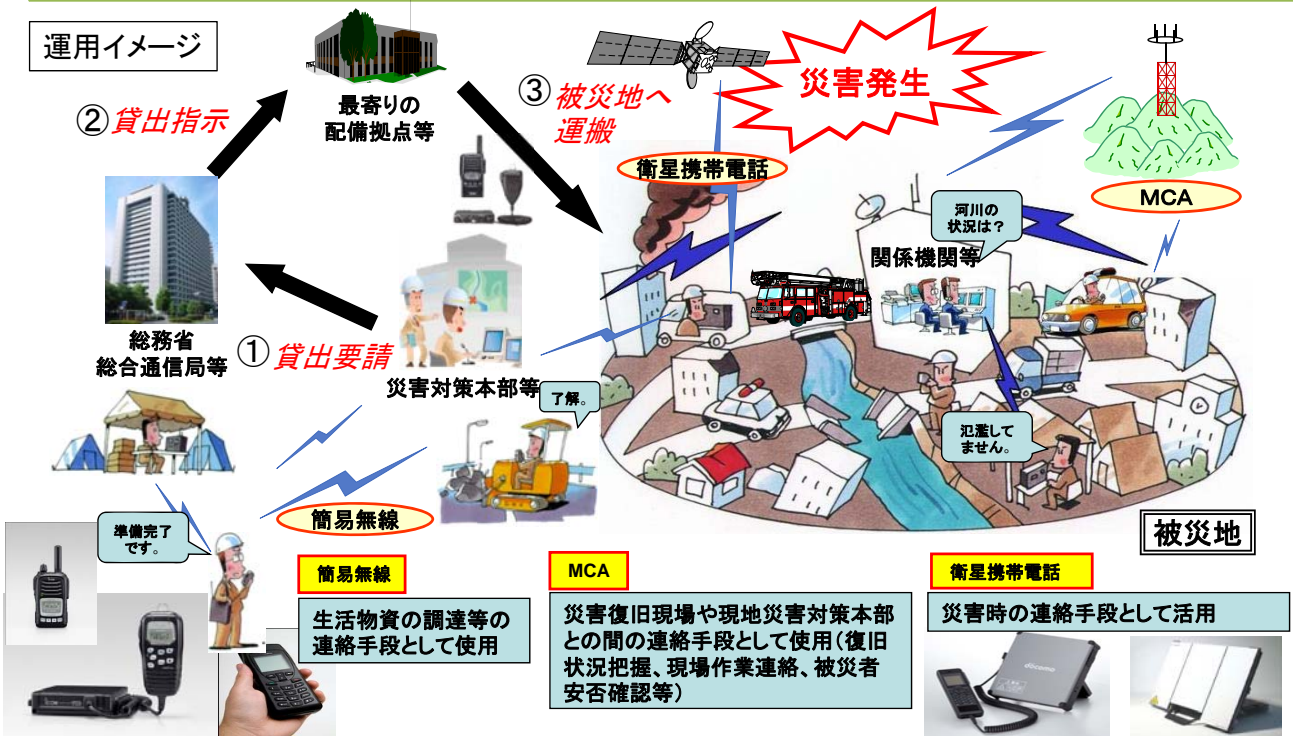


災害対策用移動通信機器の貸与

総務省では、災害発生の際、被災自治体等の要請を受けて、災害対策用移動通信機器の無償貸し出しを行っています。平成24年度からは、速やかに無線機器を貸し出す体制を構築するため、民間業者との役務契約等により、全国10箇所程度(原則、各総合通信局等の管轄地域ごとに各1箇所以上)に一定台数の無線機器を配備しています。



災害対策用移動電源車の貸与

- <概要> 【総務省では、平成24年度から総合通信局に災害対策用移動電源車を配備しました。】
- ◆ 災害の発生により、重要な通信・放送設備の電源供給が途絶し、情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合など、総合通信局から地方公共団体または電気通信事業者、放送事業者に対し、移動電源車を貸与し、必要な電力供給を支援することにより、重要なネットワークを維持する。
 - ◆ 信越総合通信局には、小型移動電源車1台が配備されている。(大規模災害時には相互に貸出可能)
 - ◆ 地方公共団体は無償貸与、民間事業者は有償貸与とする。
 - ◆ 平時は、地方公共団体の防災訓練等において運用し、災害時に迅速な電源供給ができるよう訓練をする。
 - ◆ 貸与については、信越総合通信局の各窓口で電話等で申し込む。

